

吹田市建築基準法施行細則（昭和46年3月31日規則第9号）

（建築物の許可申請書に添付する図書等）

第5条 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書は、次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積並びに工場にあつては、作業場、機械設備等の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
主要断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出

2 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面のうち、法第43条第2項第2号の規定による許可の申請に係るものは、前項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書及び書面とする。

- (1) 地籍測量図
- (2) 現況図
- (3) 許可の申請に係る土地の地籍図の写し
- (4) 許可の申請に係る土地の登記事項証明書
- (5) 許可の申請に係る土地について、通路等を利用して建築物を建設することに関する契約書、協定書その他の文書の写し

3 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書のうち、法第55条第3項各号又は法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請に係るものは、第1項の表に掲げる図書のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時における午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線

4 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書のうち、法第68条の3第4項の規定による許可の申請に係るものは、第1項の表に掲げる図書のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
区域図	縮尺、方位、再開発等促進区及び地区整備計画の区域又は沿道再開発等促進区及び沿道地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置

5 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書のうち、法第68条の5の3第2項の規定による許可の申請に係るものは、第1項の表に掲げる図書のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置

6 省令第10条の4第1項に規定する許可関係規定による許可の申請に係る建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合にあつては、第1項の表に掲げる図書に、工場・危険物調書正本1通及び副本1通を添付しなければならない。

7 市長は、前各項に規定する図書及び書面のほか、特に必要と認める図書及び書面を添付させることができる。

(工作物の許可申請書に添付する図書等)

第5条の2 省令第10条の4第4項の規定により市長が規則で定める図書は、省令第3条第2項の表に掲げる図書とする。

2 省令第10条の4第4項に規定する工作物許可関係規定による許可の申請に係る工作物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第138条第3項第1号又は第5号に規定するものである場合にあつては、前項に規定する図書に、工場・危険物調書正本1通及び副本1通を添付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する図書のほか、特に必要と認める図書及び書面を添付させることができる。

(建築物の認定申請書に添付する図書等)

第5条の3 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書は、第5条第1項の表に掲げる図書とする。

2 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面のうち、法第43条第2項第1号の規定による認定の申請に係るものは、前項に規定する図書のほか、第5条第2項各号に掲げる図書及び書面とする。

3 第5条第6項の規定は、省令第10条の4の2第1項の規定により添付する図書及び書面について準用する。

4 市長は、前3項に規定する図書及び書面のほか、特に必要と認める図書及び書面を添付させることができる。